

淀川水系流域委員会 第19回淀川部会

議 事 録 (確 定 版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方
につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

塚本委員(委員会、淀川部会)

日 時 : 平成 14 年 10 月 29 日 (火) 13 : 31 ~ 16 : 30

場 所 : 京都リサーチパーク 4 号館 バズホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 19 回淀川部会を開始させて頂きたいと思っております。司会進行は、庶務を務めています三菱総合研究所の新田と申します。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認をさせて頂きたいと思っております。

まず、本日の資料です。議事次第、それから「発言にあたってのお願い」に引き続きまして、資料 1-1 と資料 1-2 があります。資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、資料 1-2 が「委員会 WG 結果概要」ということで、最近の各部会、或いはワーキングの活動状況を取りまとめたものです。

資料 2 は最終提言に関わる資料です。資料 2-1-1「提言とりまとめの経緯」は今日お手元に配付しております最終提言の素案を取りまとめるにあたっての作業部会等の開催経緯と今後の予定を取りまとめた資料です。それから、資料 2-1-2「最終提言素案」ですが、こちらが本日の審議の資料となります委員会の最終提言素案をおつけしております。資料 2-2 が「主要項目に関する論点および一般意見」、資料 2-3 が「10 月～12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」ということで今後のスケジュール等をお示しております。

資料 3 が「精華町長からの意見交換実施の申し入れに関する対応について」ということで、こちらの方は先日来委員の皆さまの方に持ち回りで意見をお伺いした結果についてまとめたものです。

最後に、参考資料 1「委員および一般からのご意見」です。

その他、委員席には、かなり膨大な資料となっておりますが、過去に提出されました現状説明資料及び各ワーキングの提出資料をまとめたものをお出ししております。審議の参考として手にとって頂ければと思います。

次に、一般意見の報告を行わせて頂きます。参考資料 1 をご覧頂きたいのですが、前回の部会から今回の部会までに寄せられた意見について簡単にご説明いたします。時間の関係で全てを詳細にはご紹介できませんが、後ほどの審議の参考としてご覧頂ければと思います。参考資料 1 につきましては、10 月 19 日から 10 月 25 日の間に、全部で委員より 2 件、一般の方より 37 件の意見が寄せられています。一般の方からのご意見につきましては、高水敷の利用というようなことで、特に野球場のグラウンド等に関するご意見が寄せられています。また、ワーキングに対するご意見もあわせて寄せられています。

それから、委員の皆さまの机の上には「中間とりまとめに対する意見募集」ということで、今までに中間とりまとめに関して寄せられました意見というものの冊子を置かせて頂いております。この中で主要な論点に関わる意見については資料 2-2 の方に整理をさせて頂いております。あわせてご覧頂ければと思います。

また、発言にあたってのお願いですが、一般の方々に後ほど発言して頂く時間を設させて頂く予定です。一般の方々につきましてはいつもどおり審議中には発言をご遠慮頂いておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の審議、或いは一般の方々の発言につきましては必ずマイクを通して発言を

頂くよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日 16 時半に終了の予定とさせて頂いております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

では、審議に移りたいと思いますので、寺田部会長、よろしくお願ひします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

部会を始めたいと思います。

今日の議題は、後ほど今本委員から内容の説明もして頂くのですが、資料 2-1-2「最終提言案」について議論しておく必要があるところが何カ所かありますので、今日はそれを中心に意見交換して頂きたいと思っております。

その議論に入る前に、前回の部会からワーキングの方での作業が精力的に続けられましたので、主な内容について庶務から少し説明をさせて頂きます。お願ひします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-1 を説明]

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。

5 つのワーキンググループ、それから最終提言作業部会のこれまでの検討・議論状況等を簡単に説明してもらったわけです。最終提言作業部会が 10 月 24 日に行われて、その議論をふまえて、提言素案がつくられました。昨日、その提言素案を全委員に配付されたようです。

そして、この提言素案については全委員からの意見聴取を行うということで文書等による意見照会も入っているわけですが、11 月 13 日に部会と委員会による拡大委員会が予定されております。その時に全員で議論・意見交換を行うということになっております。しかし、50 人以上の委員で、しかも時間も制約されていますから、必ずしも十分な議論ができるかどうかわかりません。

今日は、どのような点について重要な問題点があるのか、また提言素案の問題点、疑問点がどういうところにあるかについて、中心的に意見交換をして頂いて、淀川部会として 11 月 13 日の拡大委員会に臨んで頂きたいと思っております。

その後のとりまとめについてのスケジュールが資料 2-1-1 に載っているわけですが、この 2 ページ目をご覧頂きますと、11 月 13 日に拡大委員会が行われます。ここでは部会と委員会の全委員で議論をされ、最終提言作業部会が拡大委員会での議論をふまえて 11 月 16 日に最終提言最終案を確定するために開催されます。そして、12 月 5 日の全体委員会で確定ということになるわけです。

11 月 13 日の後は委員会しか行われませんので、委員会の委員になっておられない部会の委員の方は発言の機会がなくなってしまうわけです。淀川部会では、後ほどお諮りしますが、できればこの 12 月 5 日の委員会の前にもう一度部会を開催したいと思っております。

す。それにしましても、委員会では部会委員としてはできないので、今日は十分に意見交換・議論をしておいて頂いて、11月13日の拡大委員会でどんどん意見をお出し頂けるようにして頂きたいと思っております。

資料2-1-2が、最終提言作業部会でとりまとめをして頂いた提言素案ですが、これは今本委員が本当にすごい時間と労力とをおかけになって整理をしてこられたものですが、それでもたくさん問題を抱えています。例えばA案、B案という形で提示をされているようなところもあります。皆さまで議論を深めなくてはならないという箇所がありますので、まず今本委員の方からこの提言素案で特に皆さまが議論した方がよいのではないかと、いうところをなるべく指摘しながら説明を頂いて、順次大事なものを議論をしていきたいと思っております。今本委員、よろしくお願いいたします。

今本委員（委員会・淀川部会）

今日お配りしました分は昨日の夜にやっとでき上がって印刷したものです。そのために、加えなければならないところ、重要であるにもかかわらず落ちているところ、或いはもうこういうところは省いた方がよいのではないかと、いうところもあり、これから最終案に向けて大幅な変更があるということをご了承下さい。中には、皆さま方の意見交換によってこの部会として一本にまとめていきたいというところもあります。

ざっと全体を説明しますと、第1章は淀川流域の特性ということで、ここは中間とりまとめと殆ど変わっていません。淀川流域の概要と、それから琵琶湖、或いは淀川、猪名川に分けて各流域の特性を書いています、できるだけ全体のボリュームを少なくしたいということからかなりカットした部分があります。

第2章の方は、河川整備の現状と課題ということで、例えば治水につきましては、「現在の治水計画は、河川ごとに社会的重要度に応じて治水の対象となる洪水の規模を定め、対象規模以下の洪水に対して、水害の発生を防止することを目的としている」とあります。しかし、そういう目的に対して、いろいろと問題が多いと言えます。例えば、河川整備ができると、安心して河のそばに人が住み出す、或いは流域が開発されるということで被害の可能性が上がり、これまで以上に被害が大きくなるということが考えられます。或いは、現在の堤防は容易に破堤するものがあるという問題を指摘しています。あと、琵琶湖、淀川、猪名川、それぞれの現状と課題が続きますが、これは省略させていただきます。

次は利水の現状と課題ということですが、淀川水系というのは、実は他の河川に比べまして、琵琶湖があり、それから木津川、桂川の流出の特性が異なるものですから、比較的流量の変化が少ないといえますが、利水安全度が高い方です。ところが、気象によって渇水の頻発化も見られます。現在の水資源開発基本計画では、利水者及び自治体等による水需要予測を積み上げて、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方針で来ております。ところが、こういう方針によって渇水の頻度は減少して、また節水の意識が遠のくくらい水をあまり考えずに済む生活になっているのですが、地球規模での気候変動だとか、或いはダムの堆砂問題といったようなことも今後出てくるであろうということも指摘しています。

次に河川利用の現状と課題ですが、これは特に河川敷におきますグラウンドの問題といったもの、或いは自然環境に悪影響を及ぼすということを指摘しています。また、水上バイクのようなものが無秩序に走り回っている現状を指摘しています。

河川環境につきましては、これは非常に多くの課題を抱えているわけですが、「河川整備は、環境面において河川・湖沼およびその流域へ過度の負荷を与え、懸念される多くの問題を引き起こしている」ということです。具体的な問題としては、例えば琵琶湖流域等ですと、瀬切れがある、圃場整備や逆水灌漑によっていろいろな問題が生じているといったことが琵琶湖流域、淀川流域、猪名川流域について指摘されております。あと、環境でいろいろな問題になるものを 2 - 6 ページのところにもいろいろと列挙してあります。

こういう現状と課題をふまえて、3 章の新たな河川整備の理念、ここが一番問題になります。書き出しのところはかなり私の思いが入っているかも知れませんが、これまでの歴史を振り返りますと、この淀川流域では、例えば仁徳天皇時代、豊臣秀吉、或いは明治河川法と、それぞれの時代で常に河川技術の曙が展開されたという歴史があります。従って、今回も全国に先駆けて新たな河川整備の理念を打ち立てたいということを書いています。

最初の第 1 節は河川整備に関する基本認識ということで、「総合判断に基づき、自然と人間の歴史を見据えた、予防原則に基づく川づくりへ」、2 番目が「各地域の持つ文化・風土・歴史的な価値や特性を考慮し、流域全体・社会全体で対応する川づくりへ」、3 番目が「主体的な住民参加による川づくりへ」、それから 4 番目が「柔軟で戦略的な川づくりのための、計画アセスメントと順応的管理の導入へ」となっています。こういった事柄を基本認識といたしまして、治水・利水・環境について新たな理念を打ち立てようというわけです。

次に、3 - 2 の新たな治水の理念のところに入ります。これはこの部会でも議論してきました。これまで「水害の輪廻」という言葉を使っていたのですが、輪廻というのは宗教的な意味が強いのではないかという意見もあり、ここでは「水害の連鎖」という言葉に変えさせてもらっています。

要するに、これまで水害が起こるたびに洪水に対する対策ということで堤防を補強し、大きくしてきたということがあります。しかし、このままではいつまでたっても水害をなくすことはできないので、何とか変えようではないかということで、新たな理念として、下から 6 行目にありますが、「『破堤による壊滅的な被害の回避』を目的とする」というように変えようというわけです。

ここで、「破堤による壊滅的な被害の回避」について、破堤だけを対象にしてよいのかといったいろいろな意見がありましたので、ここでは「この新たな理念は、破堤による壊滅的な被害に着目したものであって、『破堤以外による壊滅的な被害を無視する』ものでもなければ、『軽微な被害を許容する』ものでもない。水害の発生を防止することは古くからの人類の夢であるが、それが見果てぬ夢であるかぎり、実現可能な道を探らざるを得ない」ということにしております。また、3 - 3 ページの 3 つ目の段落では「新たな理念というのは、これまでの理念全てを否定するものではない。対象規模以下の洪水に対して水害を発生させないように努めることは共通しているが、対象規模以上の洪水に対しても、破堤に

よる壊滅的な被害を回避しようとするところが、根本的に異なっている」としています。

つまり、これまでのやり方は、対象規模以上ものに対しては、例えばスーパー堤防というようなものがありました。基本的にはどうしようもないということだったのを、対象規模以上の場合でも壊滅的な被害だけは避けようということということです。それを「破堤による壊滅的な被害の回避」という言葉にしております。

ただ、それだけに終わりますとやはり地域ごとに特性もあるということで、「地域の特性に応じた治水対策を講じ、地域の社会的重要度に応じた治水安全度を確保する」としています。これも新たな治水の理念に沿って対策を進めると書いております。

それから、3-3 は新たな利水の理念ということで、これまでは利水者・自治体等による用途別の水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられてきましたが、河川の流量というのは当然その流域に降った雨以上のものはありませんし、また河川というのは当然河川環境を重視したものにしなければならないということから、際限なく水資源を開発するということはできないということです。これは自明の理であります。

さらに、ダムや堰はいずれも河川をめぐる自然環境を悪化させるという基本的な欠陥を持っているということから、利水についての抜本的な転換が必要であるということです。そういうことから、これまでは「水需要を補う水資源の開発」という概念だったわけですが、これを新たに「取水量を抑制する水需要管理」へと転換すると書いています。

そして、「水需要管理とは、より精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、用途変更等により、河川からの取水量を極力抑制しようとするもので、具体的には、より精度の高い予測手法の開発に努めるとともに、水需要予測の手法、或いは予測に用いた原単位や係数を公表し、さらに一定期間ごとに予測の見直しを行うものである」としております。

それから 3-4 に行きます。新たな河川利用の理念。河川の利用に関しましては、人と川の距離が離れて、川が人間にとって親しめる存在ではなくなったことが大きな問題だということで、例えば空間利用につきましては、「自由な利用」であったものを「秩序ある適正な利用」に変えていかなければならないとしています。

また、河川水面で水上バイクやプレジャーボート、或いは釣り客等の利用増加によりいろいろな問題が出ているということから、「秩序ある利用を目指した規制」が必要であると考えています。単に秩序ある適正な利用だけではなく、さらに規制も必要な場合があるのではないかということを書いています。結局これまでの「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」へと転換したいということです。

3-5 の新たな河川環境の理念。これは、これまでのいろいろな河川整備が必ずしも意図したわけではありませんが、結果として河川・湖沼の環境の変化を起こしまして、それが人間の文化的環境をも大きく劣化させているということから「『人を含めた生態系を貴重な財産として尊重し、川や湖の環境の保全と回復を重視した河川整備』へと、変更をすることが必要である」という理念になっております。

そこで、実際にこれをするにはどうすればよいのかというのが 4 章の新たな河川整備計画のあり方ということでもあります。

まず 4-1 では、河川整備計画に関する基本事項ということで、計画策定の視点から総合的な水管理、流域圏に着目した総合的管理計画が必要である、健全な水循環の保全・回復と需要の抑制に努める必要がある、或いは文化・地場産業・伝統を継承・育成できる川づくりといったものを挙げております。

また、計画策定のプロセスとしまして、河川整備計画案の行政評価だとか、水循環系の環境への影響評価、或いは計画環境アセスメントといったものを計画策定での基本的な問題として書いております。

さらに、(3)として、計画の執行管理システムという問題についても触れております。

こういったことを基本に置きまして、4-2 からいろいろ考えていこうというわけです。4-2 は、3 章の新たな河川整備の理念というところで示しましたように、破堤による壊滅的な被害の回避に転換したとして、これを実現するにはどうしたらよいかということで、河川で対応するものと流域で対応するものの 2 つを挙げております。

河川で対応というのは、1 つは、例えば堤防の強化です。「破堤による壊滅的な被害の回避」の「破堤をしないようにしよう」というのが河川対応というものです。これまでもスーパー堤防というものがありました。スーパー堤防の実現には非常に時間がかかるということから、取り敢えず堤防自体を補強する方法を考えました。これはこれまでにない概念ですので、こういう堤防を何と名づけたらよいかわかりません。これまでは堤防には異物を入れないというのを原則としておりましたので、あまりこういうことは検討されておられません。ですから、例えばハイブリッド堤防というような呼び方がよいかもわかりませんが、現在、これまでは土でできていたものをコンクリートだとか鋼管杭、或いは矢板を入れるといった、2 つの特性を持つ材料からつくるという意味でハイブリッドと言うのがよいかもわかりません。そういう堤防をつくったらどうかという提案がなされています。

それから、流域対応では、たとえ破堤があっても壊滅的な被害が起こらないようにするには被害ポテンシャルを軽減させることが大事だということです。被害ポテンシャルを軽減させるとは、破堤して氾濫しても、例えば氾濫したところが農地のようなところだと、もちろん農地の人は大変なのですが、少なくとも市街地に比べて被害額そのものは軽減できると思われれます。まちづくりと関連させて、そういう方法に持っていかないといけないのではないかと書いております。

ただ、それだけでは水害危険地域というのが残されています。例えば低平地だとか、堤防のないところ、低いところ、或いは水の流れのあたる水衝地域、狭窄部の上・下流、天井川、土砂災害危険地域、高潮・津波危険地域と、いろいろ危険なところがあります。そういう危険なところでは、地域の重要度に応じて、「水害の連鎖」に陥ることがないように河川整備をする必要があるというようなことが述べてあります。

それから、利水計画。水というのはしよせん有限なもので、何とか水の需要を抑制しなければならぬということから、利水計画のあり方では「取水量を抑制する水需要管理」という概念を出しています。そこで、それを実現するためには精度の高い水需要予測が必要です。これまでの需要予測というのは利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上

げたものでした。利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が公表されないというところに不満がありました。従いまして、これからはより精度の高い予測を行うための手法を開発しなければならない、或いは水需要予測に関わる情報を公表する、それから、一定期間ごとに見直しを行うということを述べています。

さらに、節水・再利用・雨水等の利用については、これまでは渇水時の対策として節水というものを考えていましたが、これからは平常時の対策として考えて、節水型社会へと持っていかないといけないのではないかとしています。また、再利用についても、生活用水、工業用水、農業用水、いずれについても再利用を目指すべきであるとしています。新たに雨水利用、これは地下水のところも井戸水等の多様な水源の確保を積極的に進めるといことです。

それから、用途変更というのは、これまでは特に慣行水利権につきましては見直しをされることは殆どなかったわけです。しかし、今後は聖域なき見直しということを考えています。あらゆるものに対して見直そうとしています。特に農業用水に対しましては、農地が少なくなったということで農業用水は要らないのではないかという意見もかなりあるわけですが、ただ農業用水は単に農業目的ではなく、地域の水環境や生態系を維持する重要な要素となっているということを配慮して、農業用水路とともに自然豊かな地域資源へと再生することが必要であるということを書いています。

それと、環境用水という概念が出ております。これまでには維持用水という概念がありましたが、維持用水というのは河川的环境を維持するために必要な最低限のものだということに対しまして、環境用水というのはこれだけあったらよいというようなものではないと言えます。できるだけ川には水が多い方がよいということで環境用水と名前を呼びかえています。

環境用水には 2 種類ありまして、1 つは、今の維持用水と似ていますが、渇水時の河川環境を保全するものです。もう 1 つは、河川の基本的特性である攪乱機能です。つまり、洪水の時に水が上がってきた時に、それが生態系を形成する上で 1 つの重要な要素をなしているということで、こういうことにも着目しなければいけないということが示されています。

ただ、これまで以上に中小洪水を流そうとなりますと、現在のダムから放水しなければならないということになります。そうなりますと、今度は利水機能を低下させるおそれがあるということから、放流操作による対応の他、高水敷の切り下げ等河道形状による対応についても検討する必要があるということ述べています。

また、そういうものを検討するためには「水需要管理協議会」というものが要ということで、これまでも流域水利用協議会とか、或いは渇水調整協議会等があったわけですが、それよりもさらに強い指導・調整力を持つ水需要管理協議会の設置が必要であるということにしています。

また、順応的な水需要管理です。これはその時々で見直しをなささいということで、当然と言えば当然のことです。

それから、河川利用のあり方。これは基本的な考え方としては、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別しようというものです。高水敷の整備等において堤内地等で代替できる機能については、長期的には堤内地に移行するということを基本的な考え方の 1 つとしています。それから、望ましい河川利用の仕組みとしまして、1 つは情報を共有するということが考えられます。そして、相互に調整を行う、独占・排他的利用の制限を行うといったことで利用の仕組みをつくりましようとしています。さらに、また、今後のあり方としては、川でなければできない利用を優先していこうということを述べています。

ただ、当然、地域的な特性があるわけです。1 つの川の上流から下流まで同じ方法で河川の利用計画をすることはできませんので、地域的な配慮をしようということで、例えば琵琶湖については環境への十分な配慮が必要だとか、それから猪名川下流部のように既に人為的な改変が相当行われている地域、こういうところについては一定の管理が必要であるという地域的な配慮を述べています。

次に水域利用ですが、水域については非常に今いろいろと無秩序に使われているということから「水を汚染しない」、「川や湖の生態系を壊さない」、「他人に迷惑をかけない」といったことを基本にするべきだということを書いています。

次の水辺移行帯ですが、水辺移行帯にはきちんとした定義はありません。要するに、現在の河川の低水護岸はかなり鉛直に近くなっておりますが、かつてはかなりの変動幅があったということです。そのことが河川環境にとってはかなり重要な要素だということで、水辺移行帯についての事項をここに記しています。

それから、高水敷利用については、先ほども言いましたがグラウンド等についてです。これは現実に使っている人が非常に多いということからかなり難しい問題を持っていると思いますが、長期的にはやはり本来の川らしさを取り戻すためには、河川敷の運動公園や施設公園はといったものは堤内地に移していきたいという精神がここにも書かれています。

さらに、堤外民地・不法占拠等について、産業的な利用について、そういった問題があります。それと、河川利用に関わる諸権利というのは水利権、漁業権、占用権といった事柄についての記述があります。

4 - 5 の河川環境計画のあり方ですが、この環境計画というのは非常に苦労した部分です。河川環境というのはどうしたら実現されるのだろう、また、河川環境の評価はどうしたらよいのだろうというようなことからかなり苦しみました。

最初は物理環境です。物理環境というのは、端的に言えば形状ですね。そういうことがどういう影響を環境に与えるかということで、琵琶湖の場合、河川の場合、それからダム・堰の場合と、それぞれ分けて書いています。

2 番目は、水位・流量と生物の成育・棲息環境です。これは、先ほどの環境用水のところでも触れましたように、水位というもの、或いは流量というものが一定であれば、それは川のリズムではないと言えます。そういったものを取り戻すためにはどうしたらよいかということで、水位管理のあり方と水位管理の改善ということに分けて書いております。

それから、3 番目として、流域の一体的な水環境を実現する水質管理についてです。水質についてはこの部会でも議論が少なかったわけですが、ワーキングがつくられまして、

短期間ではありましたが、そこでかなり精力的に検討されました。その結果がここに述べられております。要するに、水質というものは、先ほどの再利用と矛盾するようですが、川の水というのはフレッシュウォーターといいますが、一度使われたものは一度使われることによって何らかの水質の消費が起こります。貧弱化が起こるといことです。やはり使われない水というものも大事なのだと、そういう新たな理念のところ書かれております。

それから、4-6 ダムのあり方です。これが今日の一番の議論になるところだと思いますが、A 案と B 案という 2 つが書かれています。このところをちょっと読ませて頂きます。

【A 案】

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、これまでに多くのダム（貯水池）が全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心や産業・経済の発展に多大の貢献をしてきたことは高く評価される。しかし、その機能が量的コントロールにウェイトがおかれてきたこともあって、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を阻害したり、流況の持つ攪乱作用を低下させる等、河川の持つ多様な生態系環境に影響を及ぼしていることも見逃すことができない。

ダムが治水、利水、環境面全てにかかわる施設である以上、本最終提言が提示している治水、利水、環境の各分野における理念転換をふまえ、ダムには以下のような考え方が求められる。

まず、治水にあっては「目標雨量を想定した上で必要な堤防の高さを確保する対策」から「堤防強化により破堤による壊滅的な被害を回避し、水位の上昇をもたらすようなことはひかえる。あわせて浸水被害の軽減をはかる」に転換する。但し、天井川河川や土砂流出等激しい河床変動が予想される地域、狭窄部の存在地域等地形や地域特性によっては破堤回避策をとることが厳しい地域、ある規模までの水害を防止することが必要である地域が依然としてあることを留意すべきである。

従って、こうした破堤回避策が講じられれば、ダムは水位低下効果という破堤回避の補完的機能となり、むしろ浸水被害を軽減する代替案の一つとなる。また、上述した破堤回避策を講じることが難しい地域等にあってはダムは遊水地、河床掘削、引堤、低水路拡幅などと共に代替案の一つとなる。

利水面においては、「水需要予測に応じた水資源開発」から「水需要管理による水需要の抑制」への理念転換をふまえ、ダム以外による手段と比較検討した上で、利水面でのダムの必要性や緊急性などを見直す。その際、気候変動や水需要の不確実性、既存ダムの今後予想される堆砂による供給能力の低下などに留意する。

環境面においては、「縦断方向の分断、治水・利水を優先させた水位変動」から「縦断方向の連続性、できるだけ自然のリズムに近い水位変動」へと理念転換することから、ダムに環境容量を確保するなどの対応のほか、ダム建設回避の可能性を検討し、生態系の多様性の確保のために環境維持を優先する。

さらに、既設ダムについても選択取水設備等による下流の水量・水質の適正化、ダム湖の富栄養化防止対策、水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の総

合的調整をめざすなど、環境改善および利・活用の高度化をはかる。

以上から、淀川流域にあつては河川整備計画のタイムスパン及び地域特性をふまえ、計画中、建設中のダムは河川環境保全の観点ならびに転換された治水、或いは利水の理念に沿った上で代替案比較をおこない、ダム以外に有効な方法がないと判断された場合に限り、認められるものとする。さらに、既設ダムについても役割の見直しはもとより環境改善および利活用の高度化をはかる。

これが A 案です。B 案も読ませて頂きます。

【B 案】

(1) 基本的な考え方

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、これまでに多くのダム（貯水池）が全国の河川に建設され、これらが産業・経済の発展に貢献してきた。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する等により、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。

このため、河川環境の観点からは、自然環境に及ぼす影響が大きいため、ダムの建設はできるだけ抑制するべきである。また、治水あるいは利水の観点からは、治水についての「破堤による壊滅的被害の回避」、利水についての「水需要管理による河川からの取水量の抑制」という新たな理念のもとで、ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要である。

堰、或いは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。

(2) 新規ダムについて

新規ダムは、地域特性をふまえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および理念に沿ったうえで、考えうる全ての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合にかぎり、認められるものとする。

また、ダムの必要性、緊急性、有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。

なお、新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するのに必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるよう説明しなければならない。

計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。

(3) 既設ダムについて

わが国の河川には、すでに多くのダムが建設され、治水・利水・発電等の面で一定の役割を果たしており、将来においてもその役割は消失するものではない。しかし、ダムへの堆砂等により、その機能を低下あるいは喪失したダムもある。これらについては、ダムの機能回復から撤去にいたる幅広い検討が必要である。特に、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸浸食をもたらすため、早急な対策が必要である。

また、自然環境に重大な影響を与えているダムについては、存続から撤去までの幅広い検討を行い、存続させる場合には、ダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系

の連続性の回復（魚道の設置等）等を実施し、自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。

なお、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についての検討も必要である。

(4)その他

ダム問題はいまや重大な社会的問題でもある。今後の社会の動向や地球温暖化問題といった多くの不確定要素のもとで、国民一人一人が、自ら真剣に考え、選択せねばならない重大事である。河川管理者には、専門的立場からの深い見識に基づく検討結果を提示することが求められ、国民にも、次代への責任を負う一人として、自らも判断する能力を高め、正しい選択をすることが求められる。

この A 案、B 案の 2 つです。なかなかわかりにくいところがあると思います。

例えば A 案では、ダムについてできるだけ規制すべきであるといろいろ書いていますが、ダムの役割も重要だということに強調されています。この文章もダムワーキングから大分変更されまして、B 案の文章がこの A 案にもかなり用いられていますので、それでどちらがどちらなのかよくわからないというところもあるのですが、ダムに対する態度として、「絶対ダムはつくるべきだ」と「ダムは絶対反対」という 2 つを両極端としますと、その真ん中に中間的なものがあると思います。その中間的な「場合によってはつくる、場合によってはつくらない」という観点から、ダムを 1 つの選択肢と考えるというのが A 案だと私は理解しています。

それから B 案は、やはり必要な場合にはダムはつくらざるを得ないのですが、できるだけつくらないでおこうという精神だと言えるかと思います。これはまた後ほど検討して下さい。

4 - 7 は住民参加のあり方ということで、これについてはワーキングがつくられまして非常に短時間であったにもかかわらず、情報の共有と公開、或いは住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携といったことがうまくまとめられています。

ただ、今後の問題として、これをどうするのか、或いはこういったものを言いつ放しにするのではなく、何らかの制度で定着させたいということであれば、そういうことをこの部分に加えた方がよいのではないかという意見も寄せられています。それについてもこの場でご議論頂ければよいかと思います。

以上です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

短い時間で要領よく説明をして頂きました。議論したい点はいろいろあるのですが、「4-6 ダムのあり方」は、A 案と B 案というように両案が併記の形で出されています。この最終の提言素案は、幾つもの経過を経てこれに至っているわけです。例えば、このダムの部分についてももっとたくさんの案があったわけです。当初、ダムのところは、この 4 のところでいえば 4 - 2 の治水、4 - 3 の利水、それから 4 - 5 の環境の項目でも、実はダ

ム・堰についての考え方の記載があったのです。それが 4 - 6 という項目に 1 つにまとめられて整理をされているという点がまず 1 つです。

ただ、4 - 12 で「ダム・堰」があって、ここだけはまだ残っていますが、基本的にはダムの問題については 4 - 6 に集約されています。従って、治水、利水、環境の部分で、それぞれにダム・堰についての考え方はやはり違いますから、議論がやはりかみ合わない部分がかなりあるのです。

その結果として、たくさんあった考え方を対比する意味で、A 案と B 案と分かれたのではないかと思うのです。まずはここから議論に入っていったらどうかと思います。

A 案と B 案の違いはなかなかわかりにくいのですが、基本的にはやはりスタンスの違いが非常に大きいのです。特に淀川部会は、この部分については、中間とりまとめの時に他の部会もしくは委員会の意見と明確に違っていたのです。原則としてダムに頼らないということを明確に打ち出したわけですが、今回はそういう表現を使ってないのですが、A 案と B 案というのはそこにおいてかなり違うのではないかと思います。

理念を具体化するために、河川整備計画の中身でのどのように柱を立てるかということですが、中でも具体的な問題として、ダムというものに対する基本的なスタンス、基本的な認識というものがどこにあるかというのは、一番やはり注目される部分でもありますし、できるだけ明確に述べる必要があるのではないかと思うのですが、そういう点で、ちょっと意見を個々お出し願えたらどうかと思います。

個別の表現の中で A 案、B 案で違うのは、1 つは、4-16 の A 案の一番下の段落のところには、新設ダムについての主な著述がありますが、地域的特性というのが出てくるのですね。実は A 案の方ではこれがかなり大きい意味を持っているわけです。これが入るか入らないかによって、かなりスタンスが違ってくるので、この部分も議論をする必要があるだろうと思います。

それから、既設ダムについては A 案と B 案は明確に違うのです。4 - 17 の「(3) 既設ダム」というところで、B 案では、撤去に至るまでの幅広い議論というものを明確に書いてあるわけですね。ここはスタンスがはっきり出ているわけです。ところが、A 案はわかりません。この辺の違いが、少なくとも私もちょっと今見た限りでもかなり違うところがあると思えました。それは、やはり基本的なスタンスが違っているから、こういうところに出てくるのだろうと思います。

もちろんそこに限定しませんが、まずはこの 4 - 6 から入って、あと、新たな理念というものを、3 - 1 のところで治水、利水、利用、環境、それぞれにわたって、これはこれまで十分議論してきたところですから、それほど認識のずれはないと思うのですが、表現的な問題等で押さえておかなければいけないだろうと思います。

今回の流域委員会が理念転換を明確に必要だということを主張して、そういう転換すべき理念というのはどういうものなのか、それから、それを具体化する河川整備計画の柱とは一体何なのかということが、いかにわかりやすく明確に書かれているかということ、そういう視点からちょっと議論をして頂きたいと思います。今本委員、そういうことで、何か各論から入りますがよいですか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

はい、結構だと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

A 案、B 案を読ませて頂いて、文章的にいても格段の差があると思います。論理的に言って A 案の文章は矛盾が潜んでいるのと、基本的なスタンスが違う点をご指摘が先ほどありましたが、他のいろいろな意見を網羅するためにはかなり無理があり、本意がぼやかされていると思います。

例えば、この A 案では、「ダム以外に有効な方法がないと判断された場合」という言い方、或いは「ダム建設回避の可能性を検討し」ということを言っているのですが、ダム建設の回避を検討し、他に有効な方法がないということは何故検討しなければならないかという基本的な部分の説明が欠けているのです。つまり、ダム回避を一方で言いながら、何故ダムが問題なのかという指摘は、それほどはっきり示されていないのです。

細かく言えば、2 行目のところに「これらが生活の安全・安心や産業・経済の発展に多大の貢献をしてきたことは高く評価される」と書いてあるのですが、これは一面でしかありません。他の面があることはこの文章では抜けてしまっている。ですから、この中でも丁寧に言うのなら、「河川に建設され、『一面では』」という言葉を入れて、この後の「多大の貢献をしてきた」というのならわかりますが、条件付きということが欠けています。

それから、今申し上げたように、何故ダムの問題が重要な問題なのかということをもう少し的確に書く必要があるでしょう。

また、寺田部会長がご指摘になったように、新規のダムと既設のダムが区別されてない。記述そのものがきれいに整理されてないのです。B 案ですと、きちんと新規のダム、既設のダムとふり分けられています。それで、さらに今後もダム構造を変えていこうということまで書いてあるわけですから、その辺が A 案では脱落してしまっているのです。A・B 案を一本化するか、或いは両方合成するかということの問題にするよりも、むしろ、このままで訂正がないのなら採決して頂いてもよいと思います。

私は B 案を支持します。A 案は支持しません。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

自由に意見を出して頂いて、もし議論の経過がわからない部分があれば、今本委員または榊屋委員にお聞き頂いたら説明を頂けると思います。

田中委員 (淀川部会)

結論から言います、パーフェクトではありませんが、B 案を取り上げたいと思います。

A 案は、幅広く書かれていますが、従来のダム開発についての考え方からそれほど脱してないと思います。河川法の改正で環境というものが主軸に加わった今、ダム開発は大きなデメリットを背負うことになり、A 案では将来の河川整備の方向転換はできないと思い

ます。また A 案では、実質的にダムが自然環境や、或いは地域崩壊も含めた大きな意味での環境から考えれば、矛盾しているところが出てくるとさえ私は思っております。

最終提言の素案の 3-1 に、「淀川水系の自然を保全・回復させることに変え、自然と共生し」が記述されています。この理念がある以上、これ以上のダム開発というものはとどまった方がよいのではないのでしょうか。

これからのダム開発というのは、この B 案にはその言葉が出ていませんが、あくまでも原則として取り上げないという方針は貫いていくべきだと思います。

原田委員 (淀川部会)

淀川部会の場合は、中間とりまとめで、原則としてダムを採用しないという考えを皆さままで認めているわけですから、スタンスという問題からいけば、B 案しかないのではないかと私は理解しています。

内容を見せて頂いてちょっと思ったのは、既存ダムについてなのですが、A 案の方には容量再編や役割見直しというようなソフトウェア的な対策が書いてあると思うのですが、そういうのを B 案の方に入れて、改善できる点もあるとは思っています。そういう意味で、基本的には B 案で、少し内容を変えながらということがよいのではないかなと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

淀川水系流域委員会が、今後約 30 年間の新たな河川整備計画をつくるにあたっての提言をするというスタンスから考えて、今の社会構造の変化、それから産業構造の変化、それからこれから始まる人口の激減、そういう状況が今後 20 年、30 年にわたって起こってくるということを明確に認識いたしますと、この提言はかなりはっきりとした方向を示すべきであって、論点が不明確、それから、要するに論旨が左右にふれているような提言の仕方というのは、私は反対です。

原田委員がおっしゃったように、淀川部会のスタンスというのは、原則としてダムはつからないという方向で議論を進めてまいりましたので、私も B 案を評価したいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

榎屋委員、今日は A 案、B 案に集約されていますが、それに至るまでのいろいろのこの議論、いろいろ案ももちろんあったのですよね。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そうですね。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

そういう点で、先ほど、A 案と B 案は基本的にスタンスが大きく違っていると私は言いましたが、その辺りも含めて、説明方々ご意見も一緒にちょっとお願いします。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

もともと淀川部会では原則としてダムは採用しないとなっているのですから、B 案というのは、スタンスも決まっているようですが、ちょっと経緯を説明いたします。

お手元の資料 1-1 にあるように、ダムワーキンググループは、8 月 29 日から 10 月 21 日にかけて 4 回にわたっている議論してきたわけです。第 1 回のダムワーキンググループでは、どうやって検討するか、それからフレーム等について意見交換をいたしました。第 2 回のダムワーキングで、第 1 回の時では事例検討として、丹生ダム等について、ケーススタディーという形で一度河川管理者から情報提供してもらって、ディスカッションしようかということだったのですが、河川管理者の方も都合があったようで、そういう議論ができなかったということです。それで、第 3 回のダムワーキンググループでは、ダムに関する情報共有、或いは河川整備の理念転換について意見交換ということですが、これは、余野川ダムについて特に治水の面からいろいろなシミュレーションをやって頂いて、その結果について議論したということです。

それで、その後、ダムワーキンググループのメンバーでいろいろな意見交換をやりまして、それで 10 月 21 日には一応最終提言の素案について意見交換しようという形で、その時はかなりいろいろな議論があったわけですが、ダムのあり方についてこの A 案が出まして、それから B 案というのがありまして、その中間に 2 つほど案がありまして、A 案、B 案、C 案、D 案と 4 つほどありました。

その辺のスタンスをちょっと言いますと、A 案が、ダムをつくる、つukらないという方向で考えると、ちょうどつくとつukらないの真ん中で、いろいろ総合的に検討して、必要であればやりましょうという形です。それから B 案が、ちょっとダムをつukらない方に寄ったものです。C 案は、殆どダムをつukらないというものです。D 案は、基本的には代案をいろいろ考えて、原則的にはやめようという形の 4 つの案について議論いたしました。

そういう内容について、最終提言の作業部会で 4 つの案について検討したのですが、考え方としては、やはり最終的には 1 つにまとめた上で出すべきであろうということで、いろいろ議論がなされました。しかし、ダムの問題というのは非常にいろいろな大きな問題をはらむので、皆さま方に案を示して、議論してもらってはどうかということで、一番ダムをつukるという方のスタンスの A 案と、それからここに書いてありますように、ダムをできるだけ抑制しようという案の 2 つに絞って、皆さま方に提案をした上で議論して頂くということになりました。以上が主な経過です。

荻野委員 (淀川部会)

治水理念、利水理念の転換は、原則的に新規開発を行わないという方向で議論が進んでいるのだらうと思います。すなわち、理念の転換では、新規の大事業は意図していない。それから、川上委員がおっしゃったように、産業構造とか人口フレームとか、現在の財政事情から考えても、公共事業の必要性はないことは、当然だらうと思います。

ただ、寺田部会長の発言のように、地域特性を考えると、疑問が残るのですね。それは開発の南北問題のように、淀川下流地域は総量として水が余っていますし、それから洪水

対策という面においても、かなりのことが完成していることは間違いないと思います。しかし、流域ごとに1つずつ、小さな河川の流域、或いは市町村の上水道等々を考えると、必ずしも100%開発は終わったと言い切れるかどうかは、疑問があるのではないかと思います。

原則論として、流域全体的には十分でも、地域間に開発レベルの不均衡があり、バランスがとれているとは思えないので、B案で特記事項をつけておいて頂ければよいのではないかなと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

最終提言のとりまとめにあたりました立場からは、あまり発言してはいけないのかもわかりませんが、この流域委員会というものが何のためにつくられたのかというのから考えてみたいと思います。

川づくりというのは日本ではざっと2000年の歴史があります。それまでも当然川は利用していたのですが、積極的に利用しようとなってからはざっと2000年です。川を使い出しから500年たった仁徳天皇の頃に何とか治水をしようと思いました。それが失敗して1000年の眠りにつきました。1000年間殆ど何もされていません。その眠りを破ったのが戦国時代です。それ以後、治水というのが積極的に進められて、特に明治以降、近代的なものが取り入れられて今日に至ったという歴史があります。

その結果として、かなりの部分がよくなりました。洪水に対する安全度も増えました。水もよくとれるようになりました。その一方で、地域的に差があるのも確かです。ただここで考えたいのは、今後も、今の延長線で川づくりが行われるのかどうかということです。それを問うためにこの流域委員会というのはつくられたのではないかと考えています。

そうしますと、この流域委員会は、これからの川づくりの基本原則というものを示すものであって、いろいろな工事の設計指針を示すものでもなければ、こういうことに対して考えなさいという細々なところまで指定する必要はないと思うのです。こうあるべきだという1点に絞って、これまでの川づくりを大きく変えようという考えを示すことでよいと思います。

これまでの川づくりの延長では無理です。治水対策を幾らやっても水害はなくなりません。利水についても、これ以上どんどん水をとっていくということもできません。環境についても、今何とか考えなければ、これ以上日本の川は環境面で非常にまずいものになるから、理念を変えようということです。やはり変えるという方向でということ、主張を明確にした方が私はよいと思うのです。

その場合に、地域的な特性、或いはいろいろな問題をこの提言の中に取り入れようと、小さなウィルスが入り込んだようなもので、気がついてみたら全体を汚しているということになっています。つまり、何を言っているのかわからなくなります。そういう現場現場の問題を調整するのは河川管理者の仕事であって、ここに掲げた目標を達成するために、何が何でももうこの通りでないといけないということではないと思います。ただこの提言は、やはり理想を高く、志を高く1つの方向に持って行って、例外規定というのは最後の

ところに書いておいたらよいということです。個々のところで一々それを書いていると、何を言わんとしているのか結局わからないということになってしまいます。

この A 案では、ダムをどうするのか、ダムを推進するのか、反対するのかと言われたら、わからないわけですね。ですから、その辺のところを明確にして、いろいろ、この場合どうするのか、この場合どうするのか、それはやはり例外として扱って、本文には触れない方がよいのではないかというような気がしています。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

どうもありがとうございます。

先ほどから、付記をしたいとか、或いはここをこう変えたらというご意見がありました。具体的にどの文章をどう表現すればいいのか、具体的にこう変えてくれと言って頂くとはっきりわかります。また、そういうことを書いて、文章ではっきりわかるようにして頂いたらありがたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

非常に時間が今切迫しています。例えば、こうこうことを入れてくれと言われても、どう入れてよいかという検討をしている暇がないわけですね。ですから、例えばこの文章をこう変えてくれということを文章にしてご意見をお寄せ頂ければありがたいと思うのです。A 案、B 案というのもありましたが、いわゆる拡大委員会の時までには、これは何としてでも一本化にしないと、この流域委員会としての見識を問われると思っています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

それでは休憩をしましょうか。もう 15 時になりますので、15 分ほど休憩させていただきます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、再開を 3 時 15 分ということでよろしくお願いします。

〔休憩 15:00～15:30〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、審議を再開いたします。寺田部会長よろしくお願いします。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今日は、16 時半までという予定です。ただ、今日は後の行事がないので、長引いても構わないということになっているらしいです。一応 16 時半を目標にしたいと思います。

まだご意見をお聞きしてない方がいらっしゃいます。

渡辺委員 (淀川部会)

A 案、B 案をもう一度読み直してみたのですが、B 案の方が圧倒的にきちっとでき上がっているのではないかと思います。内容についてもう少し変えて表現するとか、特記事項等をつけるというようなご意見もありましたが、これを読みますと、かえって別の方向に曲がってってしまうような可能性もありますので、この B 案のままでよいのではないかと私自身はそう思います。

有馬委員 (淀川部会)

A 案と B 案とを比べた場合に、恐らくまだ修正するべき場所もあると思うのですが、B 案がわかりやすいと思います。わかりやすいということで、B 案をとりたいと思います。特に、今の環境を取り戻すということからいきますと、ダムは要らないと言っているのはよいと思います。では、今あるダムはどうするか、これはいろいろ問題があると思いますが、最後のところで「基本的特性の 1 つである攪乱機能を補償する」と、こういう文言できちっと書かれている、その点でも B の方がすぐれていると考えます。

川上委員 (委員会・淀川部会)

B 案の基本的な考え方のところ「産業・経済の発展に貢献してきた」ということが述べられた後に、主に環境の論拠に基づいて述べられておりますが、ダムが建設される地域社会の問題が私はここではちょっと欠落しているのではないかとということを申し上げたいのです。

ダムのような巨大な公共施設をつくるということは、地域の歴史文化を壊滅的に破壊してしまうとともに、地域住民の暮らしを犠牲にして行われるものです。一方、上流と下流との視点といいますか、上流の住民の犠牲に基づいて下流に水を提供するわけですが、下流の住民は使いたいだけ水を使い、水の恩恵というものについてもなかなか思いをはせて頂けないのです。そういうことで、そういう社会的な側面というものも、この中に是非入れて頂きたいと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

忙しかったのですが、たまたま今本委員たちが出ておられるダムワーキングで傍聴させてもらったので、かなりの明確さが出ていたと思います。

今日はちょっと休憩時間にお手元に 1 枚の紙でお配りさせてもらった分ですね。我々がものを検討する時に、河川行政の方はどういう処理をするのかなというね。ここでダムというのは、ある意味では全部含むような、水コントロール自身の従来のをどうするのか、或いはどう実態を浮かび上がらせるのか、認識するのかというのは一番大事なところだと思うのですよね。そのベースがなくて議論した場合に、かなりちぐはぐになってしまうということで、少なくとも上限を考えて、この現行のダムを極めて厳しく見直すという時に、水の水位のことや、水需要のことも含めて、どういう状況が今まであったのか、何故そういうコントロールの仕方をしてきたのかということまで含めて考えていかないとい

けないと思って、こういうものを出させて頂こうと思っています。

せっかく今日は河川管理者がおられるので、これは庶務に出しているのですが、これを出した場合、答えて頂けるのかどうかということがあります。もう1つ、池淵委員の話の中には水位の上昇をとめるということがあります。これは、従来の意味と同じで、要するに水位がもし上がった場合でも、どう外へ出して緩和するのかということも含めて考えないと、環境許容量とか我々の暮らしの緩和というのは起こってこないという面に対して、町や市町村に対して、それから農林水産省とか他の関係省庁も含めて、どのようにそれをこれからやっていくかということの作業まで入ってきます。ですから、水位が上がるということに対してどうするかというのは、もともと最初の時点で、破堤をしないが水位が上がった場合どうするかというのは、ちゃんとテーマに入っているはずで。

それからもう1つ、地域特性というのは、今本委員も言われたように歴史を考えたら、本当に合理的に安定して、これから人間が生きて、他の生命も生きていくためには、風土というのが絶対回復していかないと駄目だと思います。というのは、「国滅びて山河あり」というように、本当にある意味では国がかなり悪くなる状況というのは、皆さまざまある程度想定されると思います。その時に何を残していかないと根拠にならないかということまで考えてもらいたいと思います。

その時には、流域特性があり、そこで暮らしてきた文化があり、そのための地域特性があります。逆であつたらいけないと思うのです。従来どおりの政策をするためのエリアとしての地域というのではないのですよね、本来の地域というのは、その認識が全く逆になつてしまうと思います。ですから、そういう今までの従来のもののエリアというのだつたら、それは外した方がよいと考えます。

それから、行政のありよう、特徴、特性というのは、今までずっと見てきますと、ある政策、施策が出た時に、必ずその系だけでおさめようとせざるを得ないのです。例えば縦割りがあつて、そこでのつながりがなかなか持てないというようなことで、水利権も含めて、ここはこの部分だけうまく法律で合わせておけばいけるだろうというような、綱渡り的な水のコントロールの仕方もあつたと思うのです。その背景にはもちろん建設業等もありますが、基本的には、全部それぞれの系でやってしまうという不合理さが、要するに今の、極端に言ったら、都市河川の計画の中にあらわれています。もう直しようがないほど、いろいろな施策がそこに詰まっています。

これからというのは、実は、交通や道路や住宅や建物や川との関係、全部含めて本当にそれぞれの行政の方々が動かざるを得ないのです。もう1つあるのは、絶対にそこには住民主体というか、住民を含めた専門家や行政の方が一緒にどうしていったら、もっと長く生きられる方法というのを、河川だけではなくて、それぞれが考えて動かないといけない時代に入ってくると思うのですよね。そういう意味では、今本委員がしっかり言われている本当にダムを見直そうと、要するに水のコントロールの今までやってきた方法をもう一回本当に根本から考え直そうと、これこそが流域委員会で最初にテーマになり、解決しなければならぬところだと思います。

山本委員（淀川部会）

A 案と B 案を今日読みまして、A 案の方は、私はすごくわかりにくかったです。A 案の方は地域特性を大きく重視しているということなのですが、地域によっては、ダムは選択肢の 1 つであると理解したのですが、それではよろしいのでしょうか。そういったことが入っていると、従来と全然変わらないのではないのかと思いました。

淀川部会の中でも各委員のスタンスというのも違うとは思いますが、合意形成を図りつつ議論をしてきた中で私が感じていることは、淀川部会の中間とりまとめにありましたように、ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊するおそれが大いいため原則として採用しないということだと思います。この言葉は、B 案の方にもそのまま残ってはいないのですよね。ワーキングの方でもいろいろなことが話し合われて、合意形成がなされて、文章が練られていったのだらうなと勝手に想像するわけです。その中で、できるだけ、ここまでのプロセスははっきりしているということ言えば、B 案かなと思います。それでもやはり中間とりまとめからはちょっと後退しているのではないかというような印象を受けるくらいのところもあります。

従来のことを言えば、先ほど塚本委員がおっしゃいました水位低下効果がダムにあると A 案の方に書かれています、これはとてもおいしい言葉で、川にそばに住んでいる人間にとってはすがりつきたいような言葉ではあるわけです。だが、そういうことを期待してやっていたのでは駄目なのだと中間とりまとめの時点で既に確認しているわけです。ダムによる洪水調節は自然環境を破壊するおそれが大いいため原則として採用しないという考えに、立ち返ってやはり考えていかないといけないと思うのです。全体的な整合性とか、どれだけ合意とか理解が幅広く支持が得られるのかというようなところで、言葉の表現というのが若干変わっていった、A 案、B 案、C 案、D 案とあったとしても、基本に流れているところが反映されていないものでなければ、ここに入れることはできないのではないかと思います。

最終提言のとりまとめの方に、2 案が併記されるということはあるのでしょうか。これは違うことを言っているのに 2 案が併記されるというのは、ちょっとどうなのかなとは思っています。徹底的に詰めて議論していきたいところかなと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

論旨のわかりやすさから言えば、B 案が圧倒的によいので、それをもとにして考えていけばよいと思うのですが、幾つか気になる点があります。

我々は淀川水系流域委員会の議論を付託されてやっているわけなのですが、4-6 では対象地域が「わが国」になっているのですよね。「わが国」か「淀川流域」か、はっきりしとかなないと、議論が危なくなる可能性があるのです。

例えば、こういう記述があるのです。「ダムへの堆砂等により、その機能を低下、或いは喪失したダムもある」とあります。淀川水系のダムで、機能が低下したダムはあると思うのですが、喪失したダムはないのではないかと思います。そこまで議論を踏み込んで全国展開の意見を出すのであれば、そういう言い方だということをごく明瞭に書いておかなければ

ればいけないと思うのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

これは、堰をダムに準じるということですよ。

谷田委員（委員会・淀川部会）

堰も入れてですか。それでしたらあるかもしれませんね。

それから、ダムの堆砂問題と撤去の問題も違うと思うのです。この堆砂の問題は、既設ダムへの対応ですが、機能回復、撤去と堆砂の解決とは、レベルが違うような気がするのですが、それが1つです。

もう1つ、生態系の連続性の回復、これも非常に大事な問題です。これについては私は全く異論はないのですが、細かいテクニカルな問題は最終提言には入れないで理念を提言した方がよいということでした。従って、魚道の設置等と書かれていますが、魚道というのはあくまでも姑息な技術的手法にすぎないと思っているので、それは外してスリムにした方が論旨がわかりやすくなると思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

ダムの機能が全く喪失するというのは、恐らく堆砂による以外はあまりないと思うのです。例えば天竜川のダムで満杯まで入っているダムもあります。残念ながら、今のところ、堆砂したダムの撤去する技術はまだ日本にないかも知れません。しかし、幾らでも無限にお金をかければできるかも知れません。

ただ、ここでは、その上に準じたというのがありますし、こういうことを想定した場合には、極端に言えば、今後そういうようなダムが出てきたら、撤去までひっくるめて考えておいた方がよいということですよ。ただ単にダムに堆砂が起これば、砂をとればよいというだけではないという精神で入れさせてもらっただけです。

谷田委員（委員会・淀川部会）

おっしゃる通りダムへの堆砂の対策を講じなければいけないという文節と、その前でうたっているところのギャップがちょっと大きいような気がするのです。堆砂ダムがもし欠陥ダムだとすれば、その欠陥ダムというのは、別の方法で治水、利水に対応するという手段を考えなければいけません。これは、私は賛成なのですが、後ろだけを読むと堆砂対策のような感じを受けます。

それからもう1つ、最初に申し上げた、わが国の問題なのか、淀川流域の問題か、これは荻野委員がおっしゃった地域間の問題と絡む話なのです。わが国全体で考えたら、地域間の問題はまだまだ存在している可能性があります。淀川流域については、それほど大きな問題はないという言い方もできるかも知れないです。

考え方としては大筋B案でよいと思うのですが、対象地域をどこまで考えるかという点でちょっと引っかかります。

今本委員 (委員会・淀川部会)

今確かに問題になっているダム、今のところはまだ影響は少ないですが、これから 30 年以内にもっと大きな影響が出てくるダムも当然あり得ると思うのですよ。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

淀川水系の中でですか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

淀川流域の中での影響です。ダムというのは、この国土交通省が扱っているダムだけではないのですよね。いろいろなダムがあります。また、小さな堰もひっくるめると、いろいろあると思うのです。それへの対応というつもりで、もし誤解を生むようであれば、文章は幾らでも変えられます。また、私も考えますが、谷田委員も是非ここをこう直したらという見本で示して下さい。

川上委員 (委員会・淀川部会)

魚道の設置等という具体的な例を挙げるべきではないとおっしゃいましたが、現実にはダムや堰が川筋にたくさんある以上、ちゃんとした魚道をつけるということを考えざるを得ないでしょう。ダムや堰が撤去できるのだったらよいのですが。例えば、大阪湾から木津川上流までずっとつながれるのだったらよいのです。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

魚道をつけて魚が連続的に行ったり来たりすることが生態系の連続性の回復にとって最も重要な課題なのか、或いはそれ以外にもっと大きな課題があるのかといった議論をせずに、魚道だけを取り上げるのは反対だということです。

川上委員 (委員会・淀川部会)

しかし、ここである程度具体的なことを書いておかないとイメージがわからない、わかりづらいのではないですか。ですから、ここは「等」と書いてあります。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

水性昆虫の専門家としていいますと、河川の生態系の連続性の中で大きな問題が幾つかあるのです。大きな問題は、魚が動けなくなるというのは目に見えており、話題になりやすいのですが、実際、川の生態系でもっと大きなインパクトを与えているのは、土砂供給をストップさせていることだと思うのです。魚道を挙げるのでしたら、土砂供給をストップさせる、それからダムによる水質へのインパクト、或いは水温も含めた水質のインパクトを減らす具体的な方策も 3 つか 4 つ挙げて、その中の 1 つとして魚道を挙げるのであれば賛成です。しかし、魚道だけを挙げただけでは、将来を見越しているとは思えないので

す。それであれば、あえて魚道を挙げない方がよいというのが私の意見です。

川上委員（委員会・淀川部会）

基本的な考え方の 3 行目のところに、「魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する」と書かれているのです。これを受けての後段と私は考えているのです。

小竹委員（淀川部会）

今本委員のまとめて頂いている B 案が良いと判断します。いろいろ文章的にも大変なご足労をおかけしたわけで、お礼を申さねばなりません。

電力という問題から、私はいつもよく言うのですが、まず、宇治川水系に大同電力ができました。それが宇治電になって日本発送電になって関西電力とつながっていきました。この電力の需要に満たしたダムの功績というのは相当大的なものだと思います。

ただ、先ほど谷田委員は、全国と関係ないと言われましたが、関西の電力は、黒部川その他のいろいろなダムから送電されてきます。今、水力発電を全国で全部とめてしまったら、日本の電気がどうなるか、或いは、原子力発電所もいろいろ問題が出てきていますが、原子力発電所を全部とめたら、どうなるかという実験をやろうと思えばできないことはないわけです。水にかわって火力発電があり、天然ガスの発電があり、エネルギーの方も、風力、太陽光とかいろいろ変わっていくわけです、30 年先と言われた場合にどう考えればよいのでしょうか。

淀川水系の方もこれから先のダムが要らないと言っても、中部電力のいろいろな方向から援助を受けると全国レベルにつながらざるを得ない部分が出てくるわけです。電気の需要量が多くなっていく時の 30 年先の対応、その辺をいろいろ考えながら、今本委員は上手に書いて頂いていると思います。こういう考えもあるということをお申しておきます。

紀平委員（淀川部会）

私も B 案を賛成いたします。できるだけスリムな方がよいと思うので、特に誤解を招くようなというか、ある意味ではそこからいろいろなことが考えられるような言葉について何か点を打っておくということは必要かと思えます。最初からどの委員の方もおっしゃっているように、ダムは認めないという方針で貫かなければいけないと思えますし、地域特性ということは、本当に私も今本委員がおっしゃったようにこれからいろいろなことが出て、例外的な話が出てくるのではないかと思って、非常に心配です。

今までと違うというような感じのところを、やはりスリムにしておけばよいと思えます。またいろいろな考えが出てくるので、こういう場所はひょっとしたらこんな意味を持っているのだというような、また取り違えられないかというような、そういう感じのするところを議論して見つけて、注釈をつけるというか、あまりそれもどうかと思いますが、そんな気がしているので、この文章で私は大変結構だと思うのです。やはり一番心配なのは、地域特性という言葉がいろいろな例外的な考え方を生んで、本当にちゃんと理想的な、我々が今思っているような方向に進まないのではないかなという気がいたします。B 案に賛成

いたします。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。部会の各委員の方も全員意見を出しても頂きますし、今日は結論を出すということではありませんので、こういう示された案について、皆さまのいろいろな意見をお互いに知った上で、もし具体的に何か修正した方がよいとかいう部分があれば、具体的な修正案として、11月13日までの間に庶務の方にお出し頂きたいと思うのです。よりよくするための提案ということです。

それから、先ほど、山本委員から非常に鋭い指摘がありましたが、確かにこの部会で中間とりまとめでは、ダム、堰等の河川における施設、わけてもダムについては、原則として採用しないという原則論を明確に書きました。このB案は、そういう表現は確かにされてないのです。ですから、B案も中間とりまとめがそのまま反映されているわけではありません。中間とりまとめは委員会と3つの部会の合体で出しましたが、今回の最終提言は一本化するということになりました。そういう中で、特に今本委員がリーダーとなって、とりまとめをしなくてはいけない部分について、紆余曲折があるのだと思うのです。

ただ、少なくともB案というのは、基本的には淀川部会で議論してきたところの線上にある意見だとは思っています。ですから、このB案をよりの確といいますが、よいものにするための提案を是非具体的に出して頂きたいと思います。

今本委員も先ほど言われましたように、この流域委員会の果たすべき役割として、理念なり、それを具体化する基本的な原理、原則というものを明確に出すことが一番大事だろうと思うのです。従って、例えばダム問題でどれだけきちんとした意見を言うかということをやはり注意をしなくてはいけないだろうと思います。

そうしますと、利水面、環境面で転換された理念の中で、ダムというものが基本的に相入れないということは、大方の意見の一致を見ていると思うのですね。A案とB案の一番大きい違いは、治水の部分だろうと思うのです。大事なことは、治水の理念転換をして、その新しい理念からすれば、ダムに対する位置付け、考え方がどう変わるのかということだと思っております。その原理、原則をどれだけ明確に書いているかということだと思っております。

そうすると、はっきり言えば、A案には書いてないのです。そこに私は問題があると思うのです。原理、原則が書いてないのです。これこれの条件があればというような、先ほど山本委員も言われたように、選択肢の1つとしてしかとらえてない。いろいろ選択肢がある中で、ダムをとるかもしれないし、とらないかもしれないし、ということです。それはやはり原理、原則を明確にしていきたいと思います。

それは、この流域委員会の役割を果たしてないということです。ですから、理念を転換しようとして明確に書いて、そういう転換された理念からいけば、ダムはどうなるのかということがわかるように書く必要があるのではないかと思います。

そういったことについて、11月13日の拡大委員会でも議論をしようということですから、是非皆さまも積極的に意見をおっしゃって頂きたいと思います。しかし、たくさんの人数での議論ですから、限界があります。できればそれまでに、B案を基本としながらも

こういう部分をこういうぐあいに加えたらどうかとかいう具体的な意見を文章で提案しておいて頂ければ、拡大委員会で具体的な実りのある議論ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、他の部分について、これまでも議論をしてきたところですから大きく変わったところもないと思いますし、割合に明確に書いてあると思うのですが、ご意見なり、もしくは疑問な点があれば出して頂いたらどうかと思います。

荻野委員（淀川部会）

最終提言素案で、理念の転換がはっきりと書かれていますが、その理念を具体策に転ずる間のことをもう少しはっきりした方がよいのではないかと思います。

例えば、ダム建設そのものについて費用対効果を考えるということは、もちろん大事なことであろうかと思います。その時に、建設の適否を判断するに十分な情報、資料を住民に公開するということが最終提言素案には書かれているのですが、その中でコスト負担をだれがするのかということも、書いておいた方がよいのではないかと思います。これは税負担の問題に絡むことであろうかと思います。ダムだけではなくて公共事業全体について言えることなのですが、それが必要だとはっきりしても、だれがコストを負担するのかということがはっきりしないと、建設国債を発行して、国の借金を大きくすることにつながるのではないかと。

それから、もう1つ。政策決定という意味において、河川管理者と近畿地方整備局と中央政府との関係が私にはよく見えてこないわけです。つまり国土交通省本省ではこの提言をどのように評価されるのか、淀川の流域住民と中央官庁との関係がどうなるのだろうかということ。今言われています地方分権というようなことが、提言の中でどのように生まれてくるのかということがわからない面です。これが2点目です。

3点目は、河川管理者が対象とする範囲ないし区域に対して、この提言は非常に膨大なことが書かれています。これは河川管理者の今までの所轄、機能、やり方ではとても対応できないことがたくさん書かれているわけです。そこで大切なのは、官民のパートナーシップ、或いは中央と地方、中央と府県や市町村、それぞれ関係する地域のパートナーシップをどのように構築するのが第3点目だろうと思います。政策決定における地方分権というものをどのように実現していくのか、官民のパートナーシップをどのように仕組んでいくのかということがです。

最後に、公共事業の第三者評価のことです。関係者だけでものを決めていくのではなく、やはり第三者、ここに計画のアセスメントと書いていますが、そういうことを具体的にどういうインターフェースで実現に向かっていくかが大事です。要するに、この最終提言の理念と河川整備計画の間をつなぐインターフェースを、どこかに具体的に書いて頂ければよいと思います。

まとめますと、費用対効果に関する受益者負担、税の問題、それから政策決定における中央対地方、地方分権の問題、官民のパートナーシップの問題、第三者評価の問題、こういうことがどこかに意識的に読めるような仕組みをもう少しはっきりと書いた方がよいと

思います。これをポイントとして指摘しておきたいと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今荻野委員がおっしゃったのは、4-1、4-2、4-3 辺りに書いてあることが物足りないとおっしゃっているのだと思います。具体的にその辺を、どういう手を入れたらはっきりするのか、いろいろご意見を頂きたいと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

拡大委員会の議論の後、11月16日に作業部会が開かれる予定になっています。これは資料2-1-1の2枚目に載っています。実は、ここで最終案が確定されます。組織的な決定は12月5日の委員会です。

ここの部会で最終案を決めるわけではありませんので、いろいろのご意見は是非とも具体的にお出し頂いた方が、それも、できれば11月13日の拡大委員会までにお出し頂いた方が皆さまで議論して頂けます。修正なりもしくは追加の意見に、大勢として委員の皆さまが賛成されるということであれば、それが最終提言作業部会で取り込まれるのではないかと思うのです。ですから、修正なり追加の意見を頂いた方がよいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

有馬委員（淀川部会）

3点ほどまとめてお願いします。

その1つは、魚道のことなのですが、私自身の理解では、連続性の回復を期待させるような魚道というのは今はないと思うのです。アユが溯上するための魚道というのがありますが、連続性の回復にはつながっていないという理解を持っています。谷田委員も恐らくその辺のことをおっしゃっているのではないかと思います。

本当に連続性を回復させるためには、「魚道の設置等」ではなくて、この言葉をとってしまってもよいのではないかと思います。それくらいの思いなのです。では、かわりに何を持ってくるかということ、ちょっと今のところ、私自身はつきりとはつかめませんが、魚道だけでは無理だと思います。

それから、2つめですが、4-12です。2)「河川」の上から7行目、「河道植生の管理を行う」は意味がよくわからないのですが、水辺移行帯の保全ということだろうかと思えます。ですから、「高水敷の切り下げや水辺移行帯の保全を行う等」になるのではないかと思います。

その下、物理環境は「流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される」とありますが、この河道植生というのが物理環境に左右されていきますので、むしろここは「河道植生」ではなくて「河床形態」ではないでしょうか。専門用語はよくわかりませんが、「底質」というか「河床形態」ということではないだろうかと思えます。そういうことによって河道植生というのが形成されると考えますので、修正した方がよいのではないかと思います。

もう1つ、3-4です。ここは、枚方でやりました現地対話集会で出てきたところです。

高水敷に河川公園を整備した、そのことで河川の水質の悪化・生物の云々をつないで考えられるのですが、これは「高水敷に河川公園等を整備」したことだけではなく、「無秩序な河川空間の利用」に加えて、「高水敷への水による攪乱作用が失われたこと」によって「河川の水質の悪化・生物の棲息域」になってくるのではないかと思います。

私はやはり、むしろ冠水頻度が落ちた、従って攪乱面積が減ったということが淀川水系をむちゃくちゃにしたと理解しています。河川公園等を整備した、従って無秩序な河川空間の利用だけではなく、それよりもっと大きい原因があるのではないかと考えていますので、ここは「高水敷への水による攪乱作用が失われた」というのをつけ加えておかないといけないのではないかと思います。以上です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

それでは、残り 30 分くらいになりましたのでこの部分はよろしいですか。特に言っておきたいという意見があればどうぞおっしゃって下さい。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

後ほど文章で出そうと思っていたので黙っていたのですが、魚道の話が再度出ましたので説明いたします。

私は水産のことをずっとやってきているのですが、まともに機能する魚道というのはいまだないのです。

むしろ、川那部委員たちのグループが実験的にやっている、京都府の一番北にあります日本海に流れる川なのですが、下宇川という川があるのです。ここはダムではなくて、堰堤そのものを傾斜させて石をいっぱい並べまして、そこを水が流れるような形で行っています。そういう形のものをつくりますと水が自由に動き回ります。その中を魚が上がるといふ形を工夫しているのですね。これはかなり好評で、いろいろな漁業関係者が今見学に行っています。

そういうものは工夫されていますが、従来型の魚道というものは極めて不完全です。ですから、4 - 18 ページの 3 行目、「魚道の設置等」というのが問題になりましたが、「魚道の改善」くらいならわかりますが、今までのイメージで魚道を設置したのではどうにもならないのです。その辺はちょっと工夫が要るので、文章で提案をいたします。

川上委員（委員会・淀川部会）

魚道にこだわるわけではないのですが、従来式の階段式魚道とかアイスハーバー型魚道というのはやはり駄目だと思います。

今、東京都と京浜工事事務所と研究者とが共同で開発したハーフコーン型という最新の魚道が出てきております。これは、今、特許をとれなかったために全国に広まっていつているのですが、明石川でこれから工事が始まりますが、多摩川では 6 基くらい設置されて大変に成果をあげております。

そういう新しい魚道もありまして、その魚道は土砂もたまらない、流送できるという魚

道ですので、また委員方に資料をお送りいたします。

谷田委員（委員会・淀川部会）

川上委員がおっしゃいますように、魚道というのはそういう意味で新しい技術を投入してつくるので、よいのはありますよ、確かにね。しかし、魚道がないことには勝らないのですよね。

それから、何故私がここでしつこく魚道に反対するかと申し上げると、魚道の設置を書けば、河川管理者、或いは工事をしたいという人は、魚道だけをつくれればそれでよしとするという風潮が今まで延々と続いてきたわけです。ですから、あえて魚道と言わない方が、今後の 20 年 30 年の河川の連続性ということに注目した河川環境の回復のためには、私はかえってプラスであると思います。環境回復の中のオプションとして、魚道があるというのは認めます。

ですから、技術によって河川環境を回復させるという従来型の思想は、やはり 20 世紀型の環境科学思想だと思うのです。ですから、あえてここは、魚道を書かずに、次の技術指針くらいのところに魚道を入れたらどうかというのが私の意図です。

今本委員（委員会・淀川部会）

重ねてのお願いなのですが、私もできるだけメモをとるようにしてやっているのですが、どうしても最終提言は文章にしなければならないのです。できましたら、今日のこれをいわゆる素案といいますか原案にして、あまりボリュームが増えても困りますから、何ページのどこをこう直せばよいか、わかるような形で是非よろしく願います。

今日、この最終提言の素案を見ただけでは到底わからないと思うのです。全部読み直せば、絶対欠けているところがあると思います。私自身、目を通してない部分もあるのです。間違っている記述もあります。間違いだけは避けたいと思いますし、是非読んで、文章のここをこう直せという形での修正をお願いします。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

是非皆さまも、今本委員が言われたように、書いて頂いて、庶務でも結構ですから送って頂いたら具体的な内容になるかと思しますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それで、最後の「4-7 住民参加のあり方」のところがありますが、これはちょっと前に申し上げましたが、この提言案の中で出てくる住民参加というのは非常に限定されたものです。これとは別に、一般意見聴取ワーキングの方で、住民からの意見反映方法としてどういう手続きとか方法をとるべきかを、別の提言書としてとりまとめがされます。それはまだ配付されておりませんが、これも近々とりまとめをされて、皆さまの方に送られて、意見を照会することになると思いますので、そのように理解をしておいて頂きたいと思ます。

それでは、今日の、この最終提言に関する意見交換の議論の部分はこれで打ち切らせて頂きます。今日お越し頂いています傍聴者の皆さまから、今まで議論をしまりました

最終提言の素案について、ご意見があれば少しお聞きをした上で、その後、「その他」というところにちょっと議題が残っていますので、それは後の方でやらせて頂きます。

先に、傍聴の皆さまから、ご意見があればお出し頂きたいと思います。

傍聴者（池貝）

池貝浩と申します。所属は枚方市役所の職員です。

私から、高水敷の利用について 2 点ほど申し述べさせていただきます。

こちらの最終提言の素案の中でも幾つか記載がありますが、例えば「3 - 4 新たな河川利用の理念」の後段の部分で、「高水敷については」というような表記があります。高水敷のグラウンド等の利用は川本来のあり方ではないというような内容です。

実態を見てまいりますと、高水敷を利用される多くの方々は、堤内地では実現できないような大変開放的な空間の中、また緑多くの空間の中で、大きな声を出して走り回る、遊び回っておられます。こういったことは残念ながら、大都会の堤内地で求めるのは非常に難しいことです。ですから、河川空間でしか味わえないようなことをすでにこういった方々はされていると私は考えております。

もう 1 点ですが、ここで遊んでおられる子供たち、それからそれを支えておられる地域のボランティアの方々といえますのは、この川で、水辺でこれから遊ぶ、或いは川で泳ぐといった、これから誘導していくような利用のあり方を、本来支えるべき人たちだと思っております。

ところが、最終提言のような書き方では、そういった方々に、ある種排除的な形で受け取られまして、では、おれたちは、グラウンドで遊べないのだったら家でテレビゲームをして遊べばよいのかというような反応を引き出してしまうおそれがあるのではないかと考えています。

4 - 20 の地域との連携ということで、今後地域住民の方々との交流を深めていくということが書かれていますが、そういったようなことをされますと、必ずこの表現について、無用な反発や不安を地域住民の方々に与えて、本来あるべき、潜在的な担い手である子供たちやボランティアの方々の、ちょっと引かせてしまうような効果を持たせてしまうおそれを感じております。

ですから、自然に親しむ施設というのは本来求めるべきですので、3 - 4 に「『人間中心の利用』から『河川の自然環境を重視した利用』へ」と記述がありますが、「人間中心の利用」に加えて、それをより親自然に持っていき、グラウンドで遊んでいる方々を、水遊びも楽しいのだよというような方向に持っていきような、誘導的な表現をして頂くとよいのではないかなと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。他にいませんか。

傍聴者（坂下）

京都市建設局水と緑環境部緑政課の坂下勝彦と申します。

高水敷の利用についてなのですが、中間とりまとめと比較しまして大変厳しい内容となっているようで、理念等につきましては大変理解いたしますが、ただ、今後、今までに認められたグラウンド等につきましては、長期的には廃止縮小していくということも一部盛り込まれており、大変困惑しております。

京都市におきましては、桂川の上野橋から淀地域までの間、約 488ha におきまして都市計画決定しており、桂川緑地という河川公園を順次整備していくという計画があります。この計画は昭和 40 年代に体力増進といった目的、その時代のニーズ、主としてそういう昔の目的から都市計画決定され、現在に至っているものであります。現実には幾つかの公園については高水敷を利用して開園しています。

当然私どもは公園の部署でありますので、市民 1 人あたりの公園面積をふやしていくということで日頃から公園を建設しておりますが、桂川の河川敷公園としての利用が認められないということになってきますと、これは大変な痛手です。

あと、高水敷の利用の考え方について、思ったことを言わせてもらいますと、利用についての抑制ばかりが中心に記載されておりまして、仮に公園が撤退した後どのように管理していくのか、どのように利用していくのかというのが大変疑問です。

当然、利用というよりも、その後の形態として、水辺移行帯、低水敷と高水敷の中間体のような役割で、親水的なゾーンにしていくようなことも提言に盛り込まれておりますが、現実には広大な高水敷があります。これらのものを日常管理していくのにも膨大な業務量を要します。当然河川管理者も、もしそういう公園としての利用を認めないということでしたら膨大な業務を抱えることになり、また、市町村がそれらを管理していく必要性も迫られる可能性もあり、大変な問題になると思います。

また、私どもとしましては、市民のニーズにこたえて、それだけのグラウンドを堤内地に求めようと思えば、膨大な事業費、用地取得費を要しまして、現実には、それらの代替手段を堤内地に求めるということは非常に困難で難しいことです。

できる限り、縮小とか抑制していくという理念は理解いたしますが、ただ廃止していくのではなく、地域の実情に合わせて高水敷利用を認めて頂けるようよろしくお願いしたいと思います。以上です。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。

傍聴者（中村）

日本野鳥の会の中村桂子です。

京都市の方から高水敷の利用のことについていろいろと意見を出されましたが、公園が撤去されて自然に戻ったら、もとの川、もとの河原に戻ったら駄目なのですか。グラウンドをつくったりゴルフ場をつくったりして、高水敷の利用を希望される方もいらっしゃると思いますが、自然のまま残しておいて欲しいと思っている者もいるのです。

野鳥の会では、桂川を、嵐山から 3 川合流まで、7 年間、野鳥の他、生物、植物の調査を続けています。桂川には、四季折々、まだいっぱい自然が残っています。できればこれ以上グラウンドなどをつくらないで欲しい、川は川のままの姿であって欲しいと、そんな思いで調査を続けています。

ですから、利用したい人もあるかもしれません。しかし、何もしないで欲しい、自然のまま残しておいて欲しいという私たちの意見も組み入れて欲しいと思います。ですから、今日の検討課題のダムに関する B 案を読ませて頂いて、大変うれしいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

それでは、2 つばかり部会の方でお話ししたいことがあります。

まず、1 つは、次回の部会の開催のことなのですが、あらかじめ部会の委員の皆さまには日程について照会をさせて頂きました。

先ほどから出ていますように、11 月 13 日の拡大委員会の後、12 月 5 日の全体委員会で提言が確定されるわけですが、この間、つまり 11 月 13 日から 12 月 5 日の間に、できれば部会を開催したいということで、皆さまのご都合について照会をさせて頂きました。他の部会の状況を見てみますと、実は開催の予定をどこもされてないのですが、淀川部会としては、できれば是非開催をしたいと思っているわけです。

11 月 13 日の拡大委員会で議論したところを受けて、先ほど申し上げましたように 11 月 16 日に作業部会で最終案が検討されて、そして作業部会としては最終案を確定して、それで 12 月 5 日に委員会で承認の上決定ということになる予定なのですが、そうしますと部会の委員の方で委員会の委員になっておられない方は発言の機会がなくなってしまいます。それと、もちろん部会としての意見も、拡大委員会の後には言う機会はなくなるわけですね。

ですから、11 月 16 日の最終提言作業部会で最終案が確定されたものを見た上で、12 月 5 日の委員会で、この部会の委員でしかも委員会の委員にもなっている方を通して、部会の大勢としての意見を反映できるように、部会を開催して最終案の議論をしておきたいと思って、皆さまのご都合をお聞きしたわけです。

その結果、人数からいいますと、一番出席が可能だとお答え頂いたのが 11 月 18 日と 11 月 29 日です。18 日は午後 1 時半から、11 月 29 日も 1 時半からが同数で 14 名出席可能ということで聞いているのですが、18 日は、この 16 日の作業部会の 2 日後ということで、作業部会が 16 日で完成するかどうかちょっとどうかなというところがないでもないもので、もし余裕を見るならば、29 日の方がよいのかなと思っています。

まず、部会を開催するということについてはどうでしょうか。やるということによろしいですか。特に反対はなかりょうと思います。それから、日取り設定は、18 日より、少し余裕を持って、作業部会の最終案を、皆さまで十分に見ておいて頂いた上で部会をやった方がよいと思いますので、11 月 29 日の金曜日、時間は 1 時半からか 3 時からか、ちょっとどちらになるか、お任せ頂きたいと思うのですが、会場の関係もありまして、どちらかということで決めさせて頂くということによろしいでしょうか。何かご希望があればお

聞きします。

それから、開催地は、これも私の個人的な都合で、この日は朝からずっと近畿の弁護士会の大会が京都でありまして、大阪でもし開催となりますと、なかなか出席が困難になるものですから、今日に引き続いて申し訳ありませんが、できれば京都で開かせて頂きたいと思っているのですがどうでしょうか。

ここで意見も言いにくいかもしれませんが、もしちょっと困るなということでしたら、また後ほど庶務を通してでも言って頂ければ結構です。

一応11月29日の1時半からか、もしくは3時から部会を開催させて頂くということで、その時には、この作業部会で確定される最終案というものを議論して、そして12月5日の全体委員会で意見が言えるように皆さまで議論をして頂くということで、開催させて頂くということをお願いしたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

このスケジュールで見ますと、11月13日の拡大委員会の意見を受けて11月16日に作業部会としての最終案をつくるということですね。そうしたら、それに対してまだ異論があった場合に、修正する機会はないのでしょうか。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ないです。

今本委員（委員会・淀川部会）

もう1回つくったらどうですか。これは委員会に提示するわけですから、もう1回作業部会を12月5日の直前にやれば、せつかくですから。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

私も本当はそうした方がよいと思うのですが、これは部会で決められません。

今本委員（委員会・淀川部会）

ああ、そうですね、運営会議で決めるのですね。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

はい、運営会議でそういうことは提案をして、話し合う必要があります。

もう一度やはり最終案に対して意見も言えるように、ごく大きな修正でなければ、修正を委員会でもできるわけですから。そういうことは、運営会議で意見を申し上げておきますので、そういうことでよろしいですか。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい、よろしく申し上げます。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

そうでしたら、庶務から資料 3 の報告をお願いできますか。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

[省略：資料 3 を説明]

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

以上のように対応させて頂きましたので、ご了解頂きたいと思います。

なお、精華町の方には、今日も先ほどご意見を京都市なり枚方市の方からもお聞きしておりますが、もう一遍、できれば部会の時に出てきて頂いて、いろいろご意見をじかにお聞かせ頂ければありがたいとも思いますので、そういうこともお伝えしておきたいとも思います。そういうことで対応させて頂くと、ご報告かたがたです。

以上で、今日予定の審議事項は終わりました。では、庶務に戻します。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

1 点だけ追加でお知らせです。

今日配りました資料 1 - 2 の「委員会 WG 結果概要」ですが、この中で、第 4 回の水需要管理ワーキングの結果概要ですが、これは既に皆さまに一度お送りしているのですが、先日、結果概要に書かれている内容が少し事実と違うというご指摘がありまして、そのご指摘に従って修正を加えておりますので、今回は修正版ということで新しいものを挟んでおりますので、もう一度確認頂ければと思います。追加のお知らせでした。

それでは、第 19 回淀川部会をこれにて終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。